

外国人の新規入国制限の見直し（技能実習）について

<最終更新 R3.11.26>

- 外国人の新規入国については、令和3年1月以降、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、入国を認める「特段の事情」と同様の事情がない限り入国ができない状況でした。
- 今般、令和3年11月8日から一部見直され、商用・就労目的の短期滞在や就労・留学・技能実習等の長期滞在についても、一定の要件の下で、入国者総数の枠内で新規入国が認められることとなりました。
ただし、留学・技能実習は、他の在留資格に比べ入国者数も多いため、段階的に入国を認めることとなっています。

<受入企業に求められること>

- ① 受入企業は、入国後14日間（※1、2）の待機施設（バス・トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）を確保し、毎日の健康確認を行います。待機期間終了後には、業所管省庁に必要な報告を行います。
 - これらの防疫措置を②の監理団体に委託することもでき、監理団体においてオンラインにより入国後講習を行うことも可能です。
 - 新型コロナ陽性者が出た場合、すぐに最寄りの保健所に連絡し必要な対応をとります。
 - ※1 一定の要件を満たすワクチン接種者は10日間。政府が認めるワクチン接種証明書の提出、10日目以降のPCR検査等実施が必要になります（入国日は0日目とカウントするので御注意ください。）。
 - ※2 今回の見直しにより、中長期滞在者についても、4日目以降は待機施設での待機ではなく、一定要件の下で行動計画書に沿った「特定行動」が認められますが、留学・技能実習については、一定期間継続して実習を行うものであるため、行動制限の緩和は認められていません。
- ② 受入企業は、以下の点について申請書等を作成し、業所管省庁の審査を受けます。
 - 1) 受入企業及び入国者は、誓約書に基づく防疫措置をとること（各在留資格共通）
 - 2) 受入企業は、一般監理事業での許可を得た監理団体又はこれに準ずる監理団体（※）により実習監理を受けていること。
 - ※ 令和3年11月26日以降は、特定監理事業での許可を得た監理団体についても以下の要件を満たす場合には、一般監理事業の許可を得た監理団体に準ずるものとして本措置の対象となります。
 - ア 特定監理団体の体制について
 - (ア) 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率が、1：10未満であること。
 - (イ) 監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴が、50%以上であること。
 - イ 特定監理団体が、一般監理事業の許可を得ていないことについて合理的な事情があること。
 - 3) 受入企業及び監理団体が過去3年間、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと。
 - 4) 申請する入国者の在留資格認定証明書の作成日が、「別途定める条件」で定めた範囲内で

あること。

③ 業所管省庁から審査済証が交付されたら在外公館での査証申請を行います。

※ 誓約に違反した場合には、業所管省庁からの是正措置や、新規入国に向けた申請が一定期間受け付けられない場合があります。

<お問い合わせ先>

新たな水際措置の内容や申請の仕組みについての一般的な御照会は、下記の「水際対策強化に係る新たな措置（19）コールセンターにお問合せください。

受付番号：0120-220-027

0120-248-668

0120-110-857

050-1741-8558

050-1751-2158

受付時間：9時から21時まで（土日含む。）

※ なお、本措置の申請は、企業等の受入責任者から行っていただくこととなりますので、入国を希望される個人の方は、まずは受入企業又は監理団体に御相談ください。

<実施要領等、技能実習に関するよくあるご質問、業所管省庁の申請関係窓口等掲載先>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html